



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日) 号外 第 36 号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎再生基金条例…………… (総合政策課) 2	
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 3	
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 5	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 8	
○宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 10	
	○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 11
	○宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 12
	○宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境管理課) 13
	○宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 13
	○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 14
	○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 14

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎再生基金条例 (条例第25号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復と更なる活性化に向けた施策を安定的かつ機動的に展開するため、基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

宮崎県屋外型トレーニングセンターの利用料金を設定するため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県屋外型トレーニングセンターの開設に伴い、使用料の新設を行うこととしました。
- (2) 建築基準法の改正に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の令和9年の本県開催が内定したことに伴い、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 改正の理由及び主な内容

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 改正の理由及び主な内容

公職選挙法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 改正の理由及び主な内容

浄化槽管理士免状を交付されて間もない浄化槽管理士について研修受講義務を免除するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 改正の理由及び主な内容

広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、広告物等の表示又は設置に係る要件に関する改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 改正の理由及び主な内容

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 改正の理由及び主な内容

教育職員免許法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎再生基金条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

宮崎再生基金条例

（設置）

第1条 長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復と更なる活性化に向けた施策を安定的かつ機動的に展開することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第4（第10条の5関係）					別表第4（第10条の5関係）					
施設	基準				施設	基準				
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考	
[略]					[略]					
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	[略]				宮崎県屋外型トレーニングセンター	サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合	4時間まで 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	4,760 円以下 9,520 円以下 1,190 円以下	1 「全面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」
						半面を利用する場合	4時間まで 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す	2,380 円以下 4,760 円以下 600円 以下		

多目的グラウンド	全面を利用する場合	4時間まで	4,480円以下	とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1以下を利用する場合をいう。		
		4時間を 超え8時間まで	8,960円以下			
		8時間を 超え1時間を増すごとに	1,120円以下			
トラックのみを利用する場合	1人1回につき	4時間まで	200円以下	2 8時間を超える利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。		
		4時間を 超えるとき	400円以下			
		4時間を 超えるとき	400円以下			
室内練習場		1時間につき	1,330円以下	1 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。		
ホール		1時間につき	780円以下			
第1ミーティングルーム		1時間につき	340円以下			
第2ミーティングルーム		1時間につき	340円以下			
附属設備	照明設備	サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合	1時間につき	720円以下	2 「全面を利用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1を
		多目的グラウンド	全面を利用する場合	1時間につき	720円以下	
			半面を利用する場合	1時間につき	480円以下	
			半面を利用する場合	1時間につき	480円以下	

[略]	ド	用する場 合			超えて利 用する場 合をいい 、「半面 を利用す る場合」 とは、サ ッカー・ ラグビー 場又は多 目的グラ ウンドの 面積の2 分の1以 下を利用 する場合 をいう。	
		トラ ック のみ を利 用す る場 合	1団体1 時間につ き	720円 以下		
		室内練習 場	1時間に つき	180円 以下		
		空調 設備	ホール	1時間に つき		820円 以下
		第1ミー ティング ルーム	1時間に つき	200円 以下		
		第2ミー ティング ルーム	1時間に つき	200円 以下		
[略]					[略]	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、その養育する子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条におい</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第</p>

て「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当

2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業

該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第28号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p>(9)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(420) [略]</p> <p>(421) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 仮設建築物建築等許可申請手数料</p> <p>(421)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p><u>(8)の3 宮崎県屋外型トレーニングセンター 屋外型トレーニングセンター使用料</u></p> <p>(9)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(420) [略]</p> <p>(421) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 仮設建築物建築等許可申請手数料</p> <p>(421)の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第7項の規定に基づく</p>



建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料

(422)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
8の2 [略]					

建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料

(422)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	
[略]						
8の2 [略]						
8の3 屋外型 トレー ニング センタ ー使用 料	サッ カー ・ラ グビー 一 場	全面を使用 する場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	4,760円  9,520円  1,190円	使用 前 使用 前 使用 終了 の時	1 「全面 を使用す る場合」 とは、サ ッカー・ ラグビー 場又は多 目的グラ ウンドの 面積の2 分の1を 超えて使 用する場 合をいい 、「半面 を使用す る場合」 とは、サ
		半面を使用 する場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	2,380円  4,760円  600円	使用 前 使用 前 使用 終了 の時	
	多目 的グ ラウ ンド	全面を使用 する場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	4,480円  8,960円  1,120円	使用 前 使用 前 使用 終了 の時	ッカー・ ラグビー 場又は多 目的グラ ウンドの 面積の2 分の1以 下を使用 する場合 をいう。 2 8時間 を超える 使用時間 に1時間 未満の端 数がある ときは、 その端数 は1時間 として計 算する。
			半面を使用 する場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	2,240円  4,480円  560円	
	トラックの みを使用す る場合	1人1回 につき 4時間 まで 4時間 を超え	200円  400円	使用 前		

[略]					るとき			
	室内練習場				1時間につき	1,330円	1 1時間 を単位と する使用 料の額を 計算する 場合にお いて1時 間に満た ない端数 があると きは、そ の端数は 1時間と する。 2 「全面 を使用す る場合」 とは、サ ッカー・ ラグビー 場又は多 目的グラ ウンドの 面積の2 分の1を 超えて使 用する場 合をいい 、「半面 を使用す る場合」 とは、サ ッカー・ ラグビー 場又は多 目的グラ ウンドの 面積の2 分の1以 下を使用 する場合 をいう。	
	ホール				同	780円		
	第1ミーティング ルーム				同	340円		
	第2ミーティング ルーム				同	340円		
	附 照 属 明 設 設 備 備	サッカー カー ・ラ	全面を 使用す る場合			同		720円
		グビ ー場	半面を 使用す る場合			同		480円
		多目 的グ ラウ ンド	全面を 使用す る場合			同		720円
			半面を 使用す る場合			同		480円
			トラッ クのみ を使用 する場 合			1団体1 時間につ き		720円
		室内練習場				1時間につき		180円
	空 調 設 備	ホール				同		820円
		第1ミーティ ングルーム				同		200円
		第2ミーティ ングルーム				同		200円
		広告フェンス				表示面積 0.1平方 メートル 1年につ き		10,000円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第421号及び第421号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例（令和2年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第30号

##### 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年宮崎県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第 4 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1 万 5,800 円</u> を超える場合には、<u>1 万 5,800 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560 円</u>に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第 6 条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第 9 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業と</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第 4 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1 万 6,100 円</u> を超える場合には、<u>1 万 6,100 円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700 円</u>に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第 6 条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第 9 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業と</p>

する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 51 銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 37 万 5,500 円 と 5 円 2 銭 にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）  
(告知用ポスター等の作成の公費の支払)

第 13 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該告知用ポスター等の作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 525 円 6 銭 に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 500 円 を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 27 円 50 銭 にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 57 万 3,030 円 を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 31 号

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 22 年宮崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲載文の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、<u>又は記録してはならない。</u></p>

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第32号

## 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(業務の実施等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、第3条第2項の登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。</p>	<p>(業務の実施等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、第3条第2項の登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。<u>ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士試験に合格し、又は環境大臣の指定する者が行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した浄化槽管理士にあっては、この限りでない。</u></p>
<p>3・4 [略]</p>	<p>3・4 [略]</p>

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第12条第2項ただし書の規定は、令和2年4月1日以降の登録について適用する。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第33号

## 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等)</p> <p>第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。</p>	<p>(禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置できる広告物等)</p> <p>第11条 次に掲げる広告物等は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。<u>ただし、第7号に掲げる広告物又はこれを掲出す物件については、規則で定めるところによりあらかじめ知事に</u></p>

<p>(1)~(6) [略]</p>	<p>協議してその同意を得たものに限るものとする。                  (1)~(6) [略]                  (7) <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又はこれを掲出する物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p>
--------------------	--

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第 34 号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和 46 年宮崎県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(仮設建築物等に対する特例)	(仮設建築物等に対する特例)
第 33 条 第 3 章から第 5 章の 2 までの規定は、 <u>法第 85 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第 87 条の 3 第 5 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</u>	第 33 条 第 3 章から第 5 章の 2 までの規定は、 <u>法第 85 条第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第 87 条の 3 第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第 35 号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成 13 年宮崎県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)~(5) [略] (6) <u>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 7 項の規定に基づく免許状の授与、同法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第 15 条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料</u> (7) [略] (8) <u>教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第 5 項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第 3 項第 3 号の規定に基づく確認、同条第 4 項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 10 条第 1 項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定</u>	第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)~(5) [略] (6) <u>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 6 項の規定に基づく免許状の授与、同法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第 15 条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料</u> (7) [略]

(以下「免許状の更新等」という。)又は免許状の更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料

(9)・(10) [略]

2・3 [略]

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
7 [略]				
8 教 育職 員免 許状 更新 等手 数料	免許状の有効期間の更新	1件につき	3,300円	
	免許状の有効期間の延長	同	1,700円	
	免許状更新講習の修了確認	同	3,300円	
	改正法附則第2条第3項第3号の確認	同	3,300円	
	免許状更新講習の修了確認期限の延期	同	1,700円	
	免許状更新講習の免除認定	同	3,300円	
	免許状の更新等に関する証明	同	400円	
9・10 [略]				

(8)・(9) [略]

2・3 [略]

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
7 [略]				
8・9 [略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

